

伊賀市介護福祉士修学資金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、介護福祉士を養成する学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者に対し、予算の範囲内で修学資金を貸与し、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、伊賀市における介護福祉士の充実に資することを目的とする。

(貸与の対象)

第2条 修学資金貸与の対象となる者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定における文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した養成施設に在学する者で卒業後遅滞なく病院等に勤務することができるものとする。

(貸与額及び貸与期間)

第3条 修学資金は、月額5万円とし、利子は付さない。

2 修学資金を貸与する期間は、在学する養成施設の正規の修学期間内とする。

(貸与の申請手続)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書（様式第1号）を在学する養成施設の長を経由して市長に提出しなければならない。

(保証人)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の決定)

第6条 市長は、第4条の申請書を受理したときは、書類審査及び面接により修学資金を貸与する者を決定し、修学資金貸与決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 修学資金貸与の決定を受けた者（以下「修学生」という。）は、誓約書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(届出)

第7条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 退学したとき。

- (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき。
- (4) 修学に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (5) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (6) 復学したとき。
- (7) 卒業したとき。
- (8) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は死亡その他連帯保証人として適当でない理由が生じたとき。

2 前項第2号から第6号までの届出にあつては、在学する養成施設の長を経由するものとする。

(貸与の取消し等)

第8条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実の発生した日の属する月からその貸与を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (4) 申請書に虚偽の記載をし、又は不正の手段によって修学生となったとき。
- (5) その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがないと市長が認めたとき。

(借用証書)

第9条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金として貸与を受けた金額について借用証書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該養成施設を卒業したとき。
- (2) 前条の規定により修学資金の貸与を取り消されたとき。

(返還)

第10条 修学資金は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が発生した日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間に相当する期間内に返還しなければならない。

- (1) 介護福祉士の資格を取得したとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の資格を取得しなかったとき。
- (3) 第8条の規定により修学資金の貸与を取り消されたとき。

(返還明細書)

第11条 前条の規定により修学資金を返還しなければならない者は、その理由が生じた日から起算して3か月以内に修学資金返還明細書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（返還の方法）

第12条 修学資金の返還は、月賦又は半年賦の均等払方法により返還するものとする。ただし、繰上げ償還を妨げない。

（返還の全部免除）

第13条 市長は、修学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与した修学資金の全部の返還を免除することができる。

- (1) 養成施設卒業後1年以内に介護福祉士の資格を取得し、直ちに正規雇用の介護福祉士として伊賀市立上野総合市民病院の業務に従事した場合で、貸与を受けた期間に相当する期間引続き従事したとき。ただし、産前休暇、産後休暇、育児休暇及び疾病災害その他の理由により業務に従事することができなかつた場合には、当該期間は業務従事の期間には算入しないものとする。
- (2) 前号に規定する業務従事の期間中又は前号ただし書の業務に従事することができなかつた期間中に死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。
- (3) 市長が特に必要と認めるとき。

（返還の一部免除）

第14条 市長は、修学生であった者が養成施設卒業後1年以内に介護福祉士の資格を取得し、直ちに正規雇用の介護福祉士として伊賀市立上野総合市民病院の業務に従事したが貸与を受けた期間に相当する期間を経過しない間に業務に従事しなくなつた場合は、次に定めるところにより修学資金の返還を一部免除することができる。

- (1) 一部免除の額は、伊賀市立上野総合市民病院において業務に従事した月数を貸与を受けた月数で除して得た数値を修学資金の未返還額に乗じて得た額とする。
- (2) 前号の業務に従事した月数の算定は、業務に従事した初めの日の属する月から業務に従事した最後の日の属する月までとする。

（延滞利息）

第15条 第10条の規定により修学資金の返還を要する者は、正当な理由なくして修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の

翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、延滞金に年7.3パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、介護福祉士の修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和元年7月10日から施行する。